

# 使用前検査申請書

関原発 第392号  
2019年12月25日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。





|   |   |
|---|---|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                               | 名称 関西電力株式会社<br>住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号<br>代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹  |
| 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地                        | 名称 高浜発電所第4号機<br>所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦  |
| 申請に係る発電用原子炉施設の概要  | 高浜発電所第4号機<br>発電用原子炉施設に係るもの<br>原子炉冷却系統施設<br>一次冷却材の循環設備<br>蒸気発生器<br>計測制御系統施設*<br>*原子炉冷却系統施設のうち一次冷却材の循環設備の蒸気発生器を、計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として兼用し、重大事故等時に流路として使用する |
| 法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出した年月日 | 工事計画の届出年月日<br>2019年11月15日   |
| 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所                                      | 工事の工程<br>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）<br>期日 自 2019年12月26日<br>至 2019年12月27日<br>場所 高浜発電所   |
|   | 工事の工程<br>発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号）<br>期日 自 2020年 1月23日<br>至 2020年 1月24日<br>場所 高浜発電所   |
|   | 工事の工程<br>工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）<br>期日 自 2020年 2月25日<br>至 2020年 2月26日<br>場所 高浜発電所   |
| 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期                                    | 2020年 2月26日   |

（手数料 金 593,500 円）

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

## 工事の工程に関する説明書

| 年月<br>項目     | 2019年   |  | 2020年  |    |   |
|--------------|---|--|--|----|---|
|              | 12月   |  | 1月   | 2月 |   |
| 蒸気発生器伝熱管補修工事 | <br>△<br><b>12/26</b><br><b>12/27</b><br>使用前検査（一号） |  | <br>▲<br><b>1/23</b><br><b>1/24</b><br>使用前検査（四号） |    |  定格熱出力運転<br><hr style="border: 2px solid black;"/> |
|              |   |  |  |    | <br>◆<br><b>2/25</b><br><b>2/26</b><br>使用前検査（五号）   |
|              |   |  |  |    |   |

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

## 1. 検査に伴う放射線管理

## (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 蒸気発生器水室入口付近については、グリーンハウスを設置し、局所排気を行うとともに、立ち入る場合は防保護具を着用する等、適切な区画及び汚染拡大防止策をとる。
- b. 管理区域内の上記以外の場所においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

## (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

## (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

## 2. 検査場所の区域区分

4号機 原子炉格納容器

## (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

## (2) 線量当量率区分

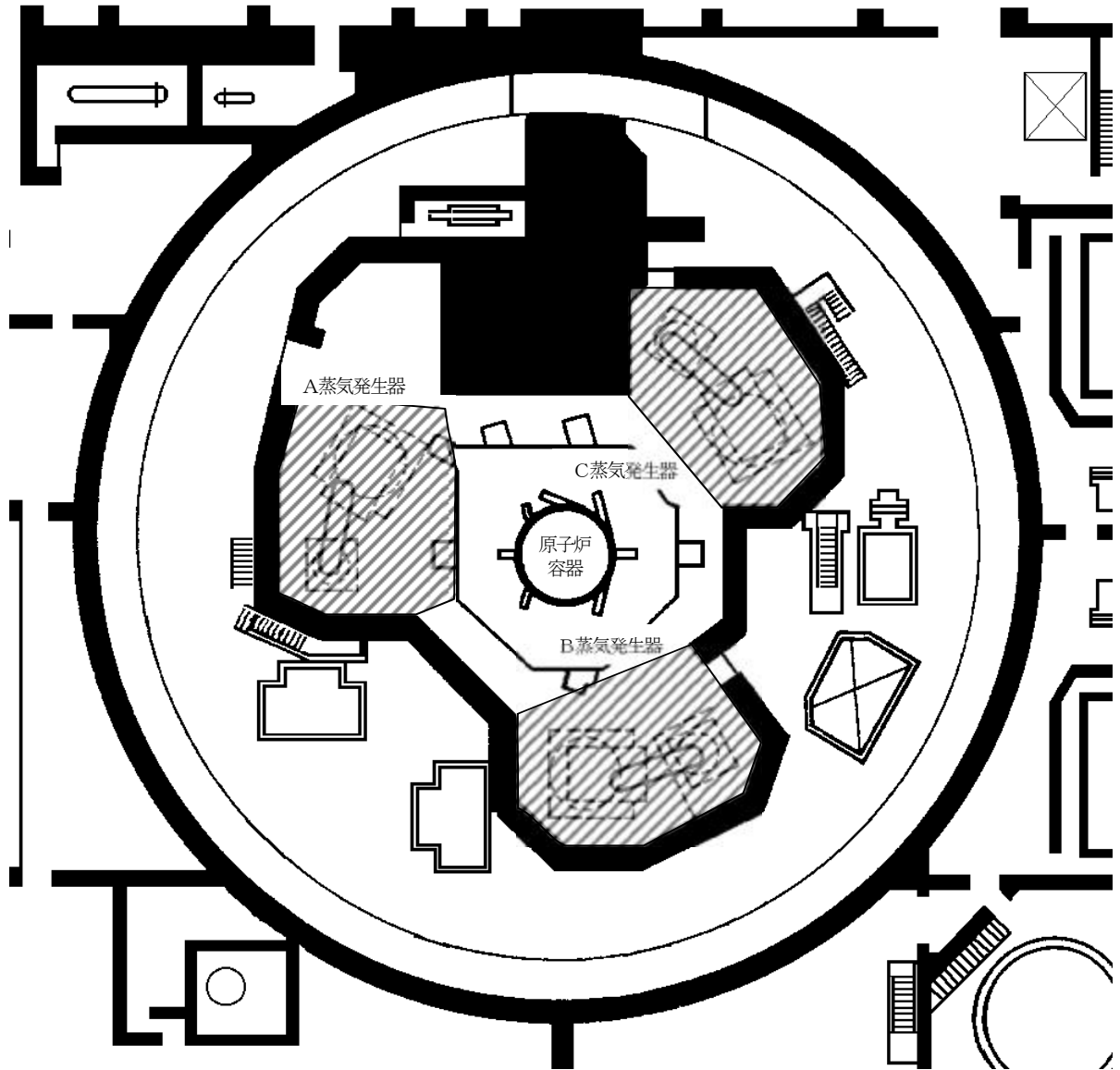
1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

## 3. 管理区域検査場所図

別添参照

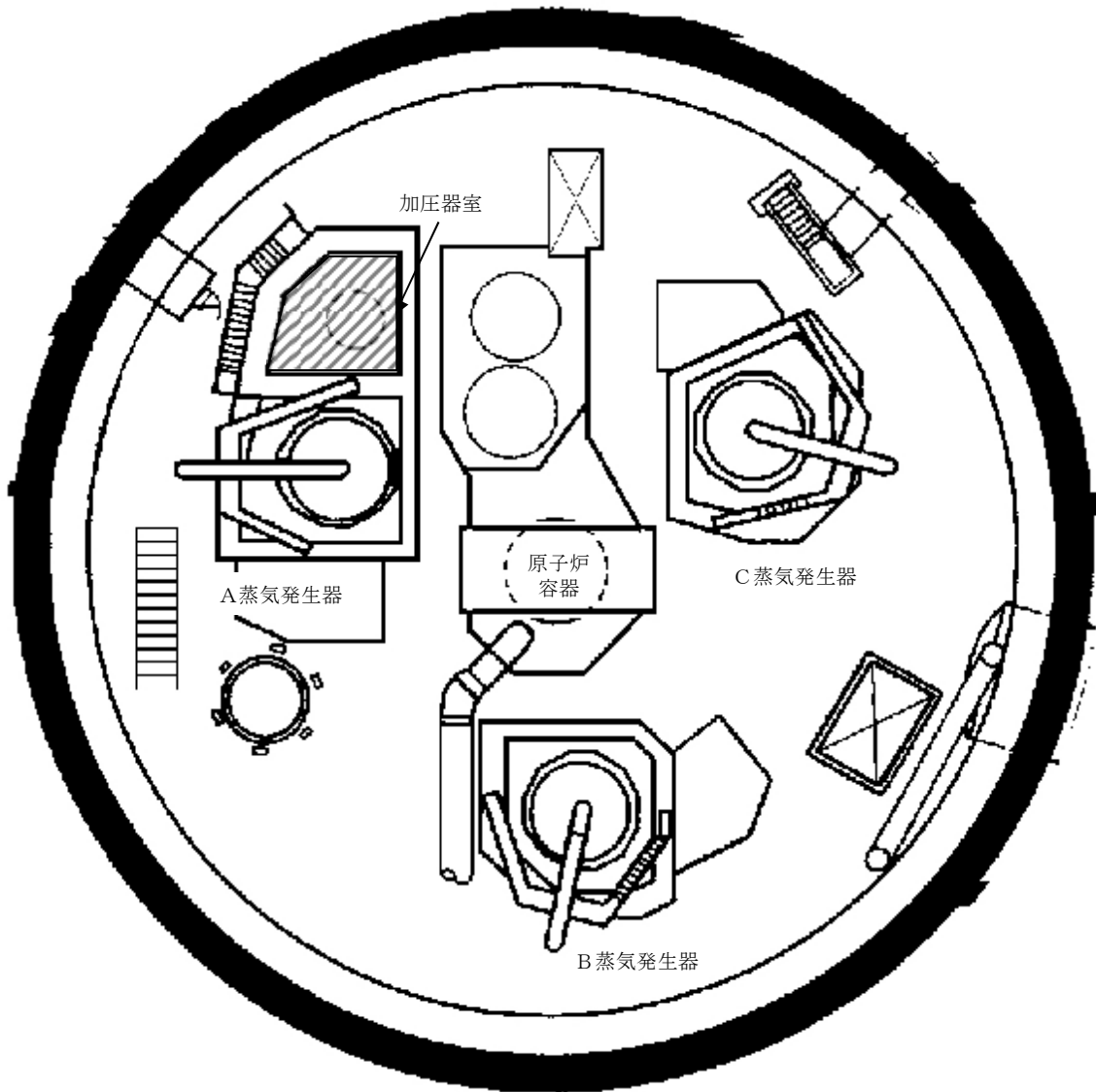
検査場所図



 : 検査場所

高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 17.5m、21.0m

検査場所図



 : 検査場所

高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 32.8m

(加圧器トップ)